

会 則(規約・申し合わせ事項)

| 条文の記入例 | 補足説明 | | | | | | | | | | |
|---|-------|----|--------|----|--------|-----|-------|----|---------|----|--|
| <p>会 則（※規約、申し合わせ事項としても可）</p> <p>第1条(名称及び事務局)</p> <ul style="list-style-type: none">・本会は、「〇〇〇〇〇〇〇〇」という。・事務局は、代表者宅（柏崎市〇〇町〇番〇号）に置く。 <p>第2条(目的)</p> <ul style="list-style-type: none">・本会は、〇〇〇〇の活動を通し、会員相互の親睦と健康増進を図る。・〇〇〇活動の技術の向上と後継者の育成を図る。・学習成果を発表するなど、地域社会に貢献する。・他のサークルと交流し、友情の輪を広げる。 <p>第3条(行事・事業)</p> <ul style="list-style-type: none">・本会は、目的達成のために次のことを行う。<ol style="list-style-type: none">1. 週1回の例会をもち研修する。2. 会主催の発表会を行い、他の発表会にも参加する。3. ボランティア施設訪問を積極的に行う。4. 会員相互の親睦を図る。5. その他、本会の目的達成に必要な諸行事を行う。 <p>第4条(会員)</p> <ul style="list-style-type: none">・本会は老若男女を問わず、〇〇〇を学ぼうとする者を会員とする。・入会は、隨時できる。・退会を希望する場合は、文書で事務局に提出する。 <p>第5条(役員)</p> <ul style="list-style-type: none">・本会に、次の役員を置く。<table><tbody><tr><td>1. 会長</td><td>1人</td></tr><tr><td>2. 副会長</td><td>1人</td></tr><tr><td>3. 事務局</td><td>若干名</td></tr><tr><td>4. 会計</td><td>1人</td></tr><tr><td>5. 会計監査</td><td>2人</td></tr></tbody></table> | 1. 会長 | 1人 | 2. 副会長 | 1人 | 3. 事務局 | 若干名 | 4. 会計 | 1人 | 5. 会計監査 | 2人 | <p>※ 会則等とは、団体の基本的な取り決めであるため、会員全員で話し合い、決めていくものです。一部の人だけで決めたり、役員しか知らないということがないようにします。</p> <p>※ 目的を明確にすることにより、会員が共通認識をもつて活動できます。</p> <p>※ 団体の目的を実現するため活動する内容を具体的に示しましょう。</p> <p>※ 会員は平等の権利と責任を持ちます。</p> <p>※ 社会教育登録団体とは、目的に賛同する者なら誰でも入会できることが原則です。</p> <p>※ 退会も会員の自由意思により決められることとします。</p> <p>※ 運営に必要な役割を決めて、複数会員で分担しましょう。</p> |
| 1. 会長 | 1人 | | | | | | | | | | |
| 2. 副会長 | 1人 | | | | | | | | | | |
| 3. 事務局 | 若干名 | | | | | | | | | | |
| 4. 会計 | 1人 | | | | | | | | | | |
| 5. 会計監査 | 2人 | | | | | | | | | | |

| 条文の記入例 | 補足説明 |
|---|--|
| 第6条(会計) <ul style="list-style-type: none"> ・会費は、月額1,000円とする。 ・会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。 | ※ 団体活動に必要な経費は、予算を立てて会員が平等に負担しましょう。 |
| 第7条(会議) <ul style="list-style-type: none"> ・総会は、年1回開催する。 ・総会は、次の事項について審議する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 行事・事業に関すること 2. 予算及び決算に関すること 3. その他必要事項 ・役員会は、年3回開催する。 | ※ 定期的に総会を開き、活動報告と会計報告等を行い、団体の状況を会員全員が知っていることが大切です。 |
| 附 則 <ul style="list-style-type: none"> ・この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。 ・令和〇年〇〇月〇〇日改正(会費を500円から1,000円に改正) | ※ 必要により規約の一部改正をする際は、総会で十分審議し、慎重に行いましょう。 |

- ※ 会則・規約・申し合わせ事項についての決められた様式はありませんが、団体の基本的な取り決めがわかるように作成してください。
- ※ 既に団体が会員に報告(配布)している会則等があれば、その会則等を提出していただいても結構です。